

令和9年度

放課後児童

クラブの

☆ご案内☆



お問い合わせ

志摩市役所こども家庭課

☎ 0599-44-0282



ホームページ
でも案内を
しています



【施設一覧】

施 設 名	住 所	定 員 (人)	電 話
大王放課後児童クラブ	大王町波切 877 番地 3 大王小学校体育館 2 階	30	72-2121
志摩放課後児童クラブ	志摩町和具 314 番地 1 志摩小学校 1 階	40	85-1126
鵜方放課後児童クラブ	阿児町鵜方 1404 番地 3	100	43-6044
神明放課後児童クラブ	阿児町神明 346 番地 4	70	43-3556
東海放課後児童クラブ	阿児町甲賀 1518 番地 東海小学校 1 階	75	45-5550
浜島放課後児童クラブ	浜島町浜島 1112 番地 浜島小学校 1 階	25	090-2138-2858
磯部放課後児童クラブ	磯部町迫間 13 番地 1 川辺コミュニティセンター 2 階	75	55-3600

放課後児童健全育成事業

仕事などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者などが家庭にいない児童をお預かりし、集団生活や遊びを通して児童の健全育成を図るとともに、保護者などが安心して働くことのできる環境を提供します。

対象児童

保護者などが仕事などで昼間家庭にいない小学校に通う児童

開設日及び利用時間

月曜日～金曜日

放 課 後～午後6時

土曜日・夏休みなど、学校が休みの日 午前8時～午後6時

※日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

※詳細については、各放課後児童クラブへお問い合わせください。

活動内容

- ◎放課後児童の健康管理、安全確保に努め、情緒の安定を図る
- ◎遊びを通して自主性、社会性、創造性を培う
- ◎児童の遊びの活動状況の把握と家庭との連携
- ◎家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援



利用料金

区 分	定 義	使 用 料	
		月 額	※夏休み期間
小学 1 年生～3 年生	○生活保護法による被保護世帯 ○市民税非課税世帯で、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯	1 人目 6,000 円 2 人目以降 3,000 円	1 人目 9,600 円 2 人目以降 4,800 円
	上記以外の世帯	1 人目 10,000 円 2 人目以降 7,000 円	1 人目 16,000 円 2 人目以降 12,000 円
小学 4 年生以上	○生活保護法による被保護世帯 ○市民税非課税世帯で、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯	3,000 円	9,600 円
	上記以外の世帯	6,000 円	16,000 円

※利用実績にかかわらず、登録されている期間での利用料金となります。

入会優先基準

先着順ではありません。申込み多数により定員を超えた場合は、下記の入会優先基準による審査により利用の決定をおこないます。

基本加算

項 目		加 点	備 考
ひとり親家庭		10	
家庭外勤務 (常勤)		5	・勤務状況は保護者それぞれの勤務ごとに加点 ・保護者以外の同居者の勤務については加点しない ・パートタイムの勤務時間については週平均時間数で計算 ・専業主婦(夫)はいずれの項目も含まない
家庭外勤務 (パートタイム)	週40時間超	4	
	週30～40時間	3	
	週20～30時間	2	
	週20時間以下	1	
家庭内勤務 (農業・自宅経営等)	1日8時間超	3	
	1日5～8時間	2	
	1日5時間以下	1	
勤務終了時間が14時30分以前		-1	
祖父母同居		-4～0	・保護者の祖父母(65歳未満)それぞれで計算 ・常勤勤務：0点、パート・農業：-1点、無職：-2点 ・同一住所でなくとも同一敷地内に住んでいる場合は同居として扱う
祖父母町内在住		-1	・祖父母が働いている場合は0点
児童の学年		12-児童の学年	・6～11点の範囲で加算
合 計			

※保護者とは、主に児童の父母を指す。

調整項目

項 目		加 点	備 考
保護者に 疾病・障害 ・要介有	重度（入院・施設入所・身障 1-2 級・精神 1 級・療育 A・ 要介護 4-5 等）	7	・保護者がともに疾病中ならそれぞれの状態ごとに加点 ・複数手帳等は最も重いもので判定
	中度（通院月 15 日以上・ 身障 3-4 級・精神 2 級・療 育 B1・要介護 2-3 等）	5	
	軽度（要自宅療養・身障 5- 6 級・精神 3 級・療育 B2・ 要介護 1 等）	3	
同居家族の 介護・監護等	常時自宅介護・看護 （日常的な介護・付き添い 等が必要）	5	・複数人いた場合はそれぞれ加点
	通院・通所付添 （定期的な付き添いが必要）	3	
生活保護世帯		1	・就労による自立支援・自立促進につながる場合
利用負担金の納付状況		- 3	今までの利用で利用料未納がある、納付相談がない、納付誓約の不履行
合 計			

同点の場合の選考基準 ①>②>③

- ①：基本加算と調整項目の合計が同点の場合、基本加算の高い児童を上位とする。
- ②：対象児童の学年が低い家庭を上位とする。
- ③：多子世帯を上位とする。

令和9年度の放課後児童クラブへの入会の申込みについて

〈受付期間〉 令和8年10月5日（月）～21日（水）
（土・日・祝日を除く）

〈受付場所〉 こども家庭課 または 各放課後児童クラブ
※支所では受け付けていません



放課後児童クラブホームページ

〈配布期間〉 令和8年10月1日（木）～21日（水）
申込書類は、こども家庭課・各放課後児童クラブ・各支所で配布します。
市ホームページからもダウンロードできます。

〈必要な書類〉

- ① 放課後児童クラブ入会申込書
- ② 登録児童台帳兼家庭状況表（令和9年度）
- ③ 就労証明書（編集可能なデータはホームページに掲載しています）
※会社員・パート等のかたは、勤務する会社・事業主にこの用紙を提出して、証明を受けてください。（派遣による労働形態の場合、派遣元で勤務時間等の詳細が不明な場合は、派遣先からの証明でも構いません。）
※自営業・個人事業主のかたは自書してください。
※同居する世帯員（65歳未満の方で世帯分離をしている方も含む）、すべての方の就労証明書が必要です。
- ④ 申立書（就労以外の場合のみ提出してください。）
※入院、通院、通所、疾病等の場合は、入院等証明書を添付してください。
学生の場合は、在学証明書か学生証のコピーを添付してください。
申請者及び家族の方が、身体障害者手帳等をお持ちの場合は、コピーを添付してください。
- ⑤ 同意書

☆放課後児童クラブでは、定員に空きがある場合、途中入会の申込を受付けております。途中入会を希望する場合は、希望する月の前月15日まで（15日が土・日・祝日の場合は翌開庁日まで）に申し込んでください。